

船舶インシデント調査報告書

平成24年9月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

インシデント種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成24年3月26日 22時50分ごろ
発生場所	大分県佐伯市竹ヶ島東北東方沖 竹ヶ島灯台から真方位060° 1,400m付近 （概位 北緯32° 59.5′ 東経131° 59.7′）
インシデント調査の経過	平成24年6月6日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十一 ^{こんびら} 金比羅丸、19.67トン OT2-2203（漁船登録番号）、漁勢水産有限会社 14.78m (Lr) × 3.61m × 1.49m、FRP ディーゼル機関、404kW、昭和57年7月28日
乗組員等に関する情報	船長 男性 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成1年2月23日 免許証交付日 平成20年7月22日 （平成26年2月22日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	主機 2番シリンダのピストン及びクランクピン、全シリンダのシリンダライナ、過給機ロータ軸等に焼損
インシデントの経過	本船は、船長1人が乗り組み、竹ヶ島東北東方沖を約9ノットの速力で佐伯市松浦漁港に向けて帰航中、平成24年3月26日22時50分ごろ機関室の火災警報装置が作動したので、船長が、操縦ハンドルを中立として機関室の引き戸を開けたところ、主機から白煙が出ており、主機を停止した。 船長は、主機の潤滑油量を点検したところ、検油棒の先端に微かに付着している程度に減少していたので、潤滑油を補給したのち、主機の始動を試みたがかからなかった。 本船は、来援した僚船によってえい航されて松浦漁港に入港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m
その他の事項	主機は、前部の動力取出軸により発電機、甲板機械等をベルト駆動

	<p>しており、動力取出軸受等の前部駆動装置が、潤滑油主管から分岐した‘外径約15mm 長さ約110cmの注油管’（以下「注油管」という。）から注油され、注油管には2か所に防振バンドが装着されていた。</p> <p>注油管は、本インシデント後に点検したところ、防振バンドが2か所のうち1か所が装着されておらず、前部駆動装置側の取付け部のユニオン継手が緩み、同継手に装着しているガスケットが著しく摩耗していた。また、同継手から潤滑油が噴出して排気管、過給機等に付着した跡があった。</p> <p>主機は、約6年前に中古の現主機に換装されたが、換装後、注油管の取り外し、ユニオン継手の増締めなどが行われたことはなかった。</p> <p>機関室の排気ファンは、常時、運転されていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 あり なし</p> <p>本船は、竹ヶ島東北東方沖を航行中、注油管のユニオン継手が緩んで潤滑油が漏えいしたこと、オイルパン内の潤滑油が減少して各部へ供給されず、クランク軸等が焼損して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機は、注油管に防振バンドが1か所装着されていなかったことから、注油管に振れが生じてユニオン継手が緩んだ可能性があると考えられる。</p> <p>防振バンドが1か所装着されていなかった理由については、明らかにすることができなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、竹ヶ島東北東方沖を航行中、注油管のユニオン継手が緩んで潤滑油が漏えいしたため、オイルパン内の潤滑油が減少して各部へ供給されず、クランク軸等が焼損して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主機付きの配管は、防振バンドの装着状況、運転中の振れ具合、内部流体の漏れなどを点検すること。